

財 第 6 7 3 号

令和 4 年 8 月 2 3 日

各 部・課 長

副 市 長 杉 田 修

令和 5 年度予算編成について（依命通知）

令和 5 年度予算編成にあたっては、以下の基本的な考え方に沿って、  
予算編成作業を進められたい。

**【日本の社会・経済情勢について】**

現在、日本の社会・経済情勢は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価の高騰など、様々な要因が重なり、先の見えない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症は、発生から 2 年以上が経過しても未だ収束が見通せないものの、感染症対策を実施しつつ市民生活や経済活動は回復していく段階を迎えており、新たな生活や働き方の変化に対応していく必要がある。また、原油や穀物等の価格高騰により、消費者物価や国内企業物価も上昇し続けており、こうした物価の高騰は、既にコロナ禍において経済的に厳しい状況にある市民生活に、さらに大きな影響を及ぼす状況となっている。

本市の財政においては、公共事業における資材価格の高騰や、電気料

金などの光熱水費の上昇といった、歳出の増加が見込まれるとともに、法人の経営悪化などによる市税の減収なども懸念され、その影響が長期に及ぶ可能性も危惧されている。

このような状況において、市民生活や地域経済を守っていくために、子育て・低所得者支援などの福祉施策や中小企業に対する支援など本市が実施すべきことを常に検討していく必要がある。

### 【本市の財政状況について】

令和3年度の本市の決算状況は、実質収支額で100億円近い黒字となった。これは、令和3年度予算において新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込むと見込んだ市税について、前年度並みの収入が確保できたこと、地方消費税交付金や地方譲与税などについて前年度を上回る額が交付されるなど、予想を超える歳入増となったこと、また、歳出については、新型コロナウイルス感染症の影響による各種サービスの利用控えや事業の中止などにより、事業費が抑えられたことなどが要因となっている。その結果、令和3年度は約97億円を財源調整基金に積み立てることができたが、このような要因が重なったためであり、一時的なものにすぎない。

一方で、令和4年度版の将来財政推計では、これまでの行財政改革の取組みの成果もあり収支差額は縮小したが、今後も引き続き多額の収支

差額が見込まれている。当面は財源調整基金の取崩しで対応することが可能となったが、財源調整基金は景気の急速な後退や、災害などの不測の事態に対応できるよう一定の残高を確保しておく必要がある。そのため、これまで実施してきた行財政改革の取組みや課題を踏まえ、財源・人・施設等の経営資源を効果的に運用しつつ、中・長期的な視点で持続可能な行財政運営を実現していかなければならない。

### 【令和5年度予算編成について】

これまで述べたとおり、原油価格・物価高騰の影響は歳入・歳出の両面に及び、その規模については未だ不透明である。このような状況ではあるが、必要となる市民生活への支援にしっかりと取り組みつつ、健全な財政運営を行う必要がある。そのため、令和5年度予算編成においても、昨年度導入した政策経費対象事業に要求限度額を設けることとする。予算要求にあたっては、事業の目的や費用対効果など事業内容の精査をはじめ、部局内での優先順位を充分考慮し、特に新規事業や既存事業を拡大したい場合は、関連する他の事業を見直して財源を生み出すなど、各部局において財源を捻出することを原則とする。

以上を受け、令和5年度予算編成においては、次の方針を示す。

- ・政策経費対象事業に関し、令和4年度当初予算の一般財源を基準と

した額を各部に配分するので、その配分額内（＝要求限度額）で予算要求すること

- ・ 人件費やシステム関連経費など、要求限度額からの除外要件を満たす事業等については別途通知するものとし、要求限度額の対象外での要求を認めるものとする
- ・ 限られた財源と人材を適切に配分し、持続可能な行財政運営体制とするため、廃止・縮小も含めた既存事業の見直しを積極的に行うこと
- ・ 財源調整基金繰入金については、光熱水費の増加額を除き、25億円程度とする

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況やそれを受けた社会情勢の変化、地方財政計画などにより歳入や歳出に大きな影響が見込まれる場合は、方針の見直しも検討する。

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

## 基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、企画財政部長より発出される「令和5年度予算要求について」を熟読し、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、一般経費は枠配分額内、政策経費は要求限度額内（限度額外での要求を認めるもの以外）で効率的な予算要求を行うこと。
2. 配分された一般財源内での要求とするため、流用や補正を見込んで積算を過少に見積もることは、厳に慎むこと。
3. 所管事業の見直しは、以下の点に留意し、積極的に検討すること。
  - ・市単独事業の行政サービス水準について、他団体との比較などにより効果検証を行う
  - ・他団体が先行している効率的な事務運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化を図る
  - ・他部局との類似事業の統廃合について、関係部局で十分検討する
  - ・限られた財源の中での予算要求となるため、費用対効果や優先度合いを考慮した事業の廃止を積極的に検討する
4. 一般経費対象事業において、清掃・警備等の複数年契約する事業の更新年度も、枠配分額の中で対応すること。
5. 歳入確保については最大限の努力を払うこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
6. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩

れや誤計上等がないよう注意すること。

7. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
8. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
9. 決算審査の過程において指摘された事項、監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に係る事項は、改善のうえ適切に対応すること。